

令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務委託仕様書

1 業務の目的

県では、結婚を希望する者が安心して希望通り結婚できる社会を実現するため、令和5年度に、民間結婚相談所や市町村、結婚支援ボランティア等が一体となった「やまなし縁結び応援ネットワーク」を構築し、「やまなし縁結び応援センター」が中心となって、出会いイベントやスキルアップセミナーの開催、「やまなし結婚支援コーディネーター」（国の「結婚支援コンシェルジュ」に相当）の配置による市町村等の支援を行ってきた。

本事業は、官民連携型の結婚支援を更に推進し、若者の結婚に前向きな活動を阻害するアンコンシャスバイアスや結婚に対するネガティブイメージを払拭するため、民間結婚相談所の結婚相談員による個別相談会や県内の各地域の魅力を体感しながら男女の交流を図る体験型のお会いイベントを通年実施し、県が行う他の結婚支援事業と有機的に関連させた広報や結婚に対するポジティブイメージの発信を通じて、山梨県全体で結婚を応援する気運を醸成することを目的に実施するものである。

なお、個別相談会や出会いイベントの企画・運営、効果的な広報の実施については、専門的な知識、ノウハウ等が必要となることから、より効率的に事業を実施するため、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、本県の結婚支援事業の推進を図る。

2 業務の概要

(1) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(2) 委託業務の概要

- ① キャッチコピー及びロゴの作成
- ② 民間結婚相談所相談員による個別相談会の実施
- ③ 体験型出会いイベントの通年実施
- ④ 情報発信・広報の実施
 - (ア) 県ポータルサイト「婚活やまなし」における特設ページの作成
 - (イ) SNS等を活用した広報の実施
 - (ウ) イベントの参加者の口コミや出会い・結婚に関するコラム等結婚に対するポジティブイメージの発信
- ⑤ 事後調査
- ⑥ 個人情報保護対策
- ⑦ 事業実績報告

3 委託業務の内容

受託者は、下記（1）から（8）に定める業務を行うこととする。

なお、各業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めることとする。また、提案及び提案内容を実現するための一切の経費は委託料に含むものとする。

(1) 本事業を象徴するキャッチコピー及びロゴの作成

本県の結婚支援事業や本事業により実施する通年の出会いイベント等を象徴するようなキャッチコピー及びロゴを作成し、納品すること。

キャッチコピー及びロゴの制作にあたっては、本事業の内容を十分に理解し、その上で、本県の特色等を踏まえた内容を反映させること。

また、グレースケールで印刷等を実施した場合も内容が容易に判別できる内容とすること。

デザイン制作者の実務経験等の要件は設けないが、上記を踏まえたデザインを作成できる者を従事させることとし、従事予定者の要件を提案すること。

【作成数】

キャッチコピー及びロゴを1セットとし、2セットの案を提示すること。

提示にあたっては、制作意図等の概要を記載した資料を併せて提出すること。

提示内容を確認後、県において1案を採用する。

【提案期日】

契約締結後15日以内に2案提示すること。

【納品期日】

県において採用した1案については、採用を通知した後、15日以内に納品すること。

【納品方法】

電子データにより納品すること。

データは、AIデータ、PNG、JPEGそれぞれでの形式で納品すること。

【著作権】

2セット提案後、県が採用を通知した1案については、県に電子データを納品した時点で、山梨県に著作権等の一切が移転するものとする。

(2) 民間結婚相談所相談員による個別相談会の企画・運営

若者の結婚に前向きな活動を阻害するアンコンシャスバイアスや結婚に対するネガティブイメージを払拭するため、結婚支援に専門的なノウハウ等を有する民間結婚相談所相談員による個別相談会を実施すること。

また、本個別相談会は、民間結婚相談所相談員の専門的なノウハウ等を活用し、伴走支援の強化を図ることを目的に実施するものであるから、従事する民間結婚相談所相談員については、相談対応等に豊富な経験等を有する者として、従事予定者の要件を提案すること。

【実施方法】

対面及びオンライン

【実施内容】

個別相談会へ参加を希望する者に対して、1時間程度の個別面談を実施すること。

また、アンコンシャスバイアスや結婚へのネガティブイメージを払拭するため、相談者に対して意識変容を促す内容となるよう工夫すること。

ただし、一方的な価値観の押しつけとならないよう十分留意すること。

【相談会の実施回数】

(ア)対面

中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域の各地域で2回以上の個別相談会を実施すること。

(イ)オンライン

随時実施すること。

ただし、事前予約制等とした上で、定期的に日時を指定して行うことを妨げない。

【実施目標数】

対面及びオンラインを含め160名以上への実施を目標とする。

【対応記録等】

個別面談については、その実施記録を作成し、県に報告すること。

また、相談員による当日の様子や参加者の様子などを記載した体験記録を作成し、県に報告するとともに、3(4)の情報発信に活用すること。

加えて、参加者に対してアンケートを実施すること。

【広報等】

参加者確保のため、必要な広報を計画し、提案すること。

なお、広報計画については、3(4)と整合性を図ること。

また、3(3)で実施する体験型イベントの参加者の2/3程度が、個別相談会を利用するように案内等を工夫すること。

(3) 体験型出会いイベントの企画・運営

結婚を希望する若者に対して多様な出会いの機会を提供するとともに、3(2)で実施する個別相談会の参加者掘り起こしのため、婚活を前面に押し出さないラフな体験型出会いイベントを通年で実施すること。

イベントについては、本県の観光資源や地場産業、果樹産業等を生かした体験型の内容を前提とし、移住・定住の視点も取り入れ、首都圏からの参加者獲得にも努めること。

【実施回数】

6回以上

【実施時期】

本事業は、年間を通じて複数回イベントを実施し、イベントの話題性や継続性を生かして、3(4)における情報発信を効果的に実施することも目的にしていることから、通年の実施となるよう実施時期を工夫すること。

なお、うち1回は令和8年10月18日（日）に山梨県内の八ヶ岳エリアで首都圏からの参加者を含めたイベントを開催すること。

【実施場所】

峡中地域、峡北地域、峡東地域、峡南地域、富士北麓地域、東部地域で各1回以上実施すること。

【内容】

本県の魅力・特色を生かした内容とし、共同作業や共同体験を通じて交流を図る体験型のイベントとすること。

婚活を前面に押し出さないラフな出会いを創出するものであること。

【定員・参加目標数】

イベント内容に応じて個別に定員を設定することを可能とするが、合計で240名以上が参加できるようにすること。

ただし、7回以上イベントを実施する場合は、240名に1回あたり40名を加えた数を参加目標数とすること。（7回の場合：280名）

【首都圏からの参加者確保】

首都圏からの参加者獲得のため、少なくとも2回以上は、首都圏発着のバスの手配や参加者に対して交通費を支弁するなどの工夫を行うこと。

【体験記録等】

当日の運営スタッフによる参加者の体験の様子等を体験記録としてまとめ県に報告するとともに、3（4）の情報発信に活用すること。

また、必要に応じて、参加者のうち、当日マッチングが成立した者等の口コミを収集し、3（4）の情報発信に活用すること。

加えて、参加者に対してアンケートを実施すること。

【広報等】

参加者確保のため、必要な広報を計画し、提案すること。

なお、広報計画については、3（4）と整合性を図ること。

また、本イベントの参加者の2／3程度が、3（2）の個別相談会を利用するように案内等を工夫すること。

（4）効果的な情報発信及び広報の実施

若者の結婚に前向きな活動を阻害するアンコンシャスバイアスや結婚に対するネガティブイメージを払拭するため、結婚に対するポジティブイメージを発信するとともに、県や市町村が実施する結婚支援事業について広報を行うこと。

また、3（2）及び3（3）で実施する個別相談会、体験型出会いイベントの話題性、継続性を生かした広報計画を作成し、相互に有機的に関連させた提案とすること。

ただし、広報計画には次の①～④を含めること。

加えて、本業務により実施する各種取組についての参加者確保に資する内容となるよう留意すること。

情報発信及び広報計画の作成にあたっては、若者の価値観に最大限配慮するとともに、一方的な価値観の押しつけとならないよう十分留意した内容とする。

① 県ポータルサイト「婚活やまなし」における特設ページの作成

山梨県が運営する結婚支援ポータルサイト「婚活やまなし」に、本事業の特設ページを作成し、情報発信や各種取組の広報を行うこと。

また、3（1）で作成する本事業を象徴するキャッチコピー及びロゴを生かし、若者が興味・感心を抱くようなデザインとすること。

ただし、「婚活やまなし」にリーディングページを作成し、外部ページに誘導することを妨げない。

なお、「婚活やまなし」の改修に係る提案にあたっては、保守業者である（株）グローバルデザインと事前に調整した上で実現可能性を十分に確認した上で行うこと。

② SNS 等を活用した広報の実施

若者が主な情報収集の媒体として活用している SNS 等を活用したターゲティング広告を活用すること。

③ 個別相談会やイベント参加者の体験談の発信

相談員やスタッフが作成する体験記録や当日の様子などを踏まえ、本事業に係るポジティブなイメージや参加する効果等を発信すること。

④ 出会い・結婚に関するコラム等結婚に対するポジティブイメージの発信

本事業に限らず、出会いや結婚に関するコラム等のコンテンツを作成し、情報発信すること。

（5）事後調査（追跡調査）

本事業の効果分析のため、3（2）及び3（3）の参加者に対して、個別相談実施後やイベント終了後の交際状況、成婚状況等を把握するための調査を定期的に行い、県に報告すること。

調査方法等については、若者の価値観に最大限配慮するとともに、一方的な価値観の押しつけとならないよう十分留意した上で、その手法を提案すること。

（6）個人情報保護対策

本業務委託にあたっては、取り扱う個人情報に要配慮情報が含まれる可能性があることから、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守するとともに、個人情報保護対策について提案すること。

また、事業実施にあたっては、当該運用について事前に県の承認を受けること。

（7）事業実績報告

本業務委託が終了した場合には、業務終了後1箇月が経過する日又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い日までに、事業の実施状況や収支状況、事業効果、アンケート結果等を取りまとめて県に報告すること。

報告にあたっては、紙媒体に加え、電子データ（加工可能形式）を提出すること。

（8）その他の業務

上記（1）～（7）の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要なその他の業務について、委託料上限額の範囲内で積極的に提案すること。